



庄内消費生活センターニュース

2025年12月号



注意

増えています！

中古車の購入・売却トラブル

中古自動車に関する相談は、購入の際のトラブルのほか、買取業者に売却する際のトラブルもあります。



《 購入時トラブル事例 》

- ・中古車情報サイトで見つけた自動車を、現車を見ずに購入したところ、運転して初めてエアコンの故障がわかった。
- ・中古車販売店で購入契約をし、数時間後にキャンセルを申し出たが、自己都合のキャンセルには応じられないと拒否された。

《 売却時トラブル事例 》

- ・買取業者に査定を依頼し仮契約をした。他社の見積もりも取って比較したかったが、無理やり買い取られてしまった。
- ・買取業者から「エンジンに異音があるため買取額を減額する」と連絡があった。売却時にそのような症状はなかった。

- 車の購入・売却は、**クーリング・オフの対象外**だケロ！
- 一呼吸おいて、よく考えて契約するようにしてケロ！
- 特に**キャンセル料はいくらか、いつから発生するのか**、しっかり確認してケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

おかしいなと思ったら、**消費者ホットライン
188（いやや！）**（局番無し3ケタ）へ相談を！

高齢者の消費者被害が増えていきます

高齢者は一人で自宅にいることが多く、電話勧誘や訪問販売などの被害にやすい特徴があります。地域や周りの人たちの「見守りと気づき」で、年金や貯蓄などの大切な財産を悪質業者から守りましょう

見守りと気づきのポイント

- 部屋に不審な契約書や請求書、不在通知などがある。
- 同じような健康食品、魚介類などの商品が大量にある。
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がある。
- 不審な業者が出入りしている。
- 頻繁に不審な電話やメールのやり取りがある。
- 元気がないなど困った様子が見られる。

心配な時は、
「消費者ホットライン
188」へ相談して
ケロ！



トラブルの事例や手口を知る、「出前講座」を活用しよう！

●トラブルにあわないために「情報」を集めることはとても有効です。



～消費生活出前講座のご案内～

庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や、消費生活に関する知識の普及・向上を図るために**無料**出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453



12月・1月の消費生活法律相談日

●12月 10日（水）

● 1月 14日（水）

午後1時30分から

午後3時30分まで

弁護士が**無料**でアドバイスします。

相談時間はお一人様**30分**です。

事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392

東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

（山形県庄内総合支庁内）

《相談受付》午前9時～午後5時

（土日祝日・年末年始を除く）

《電話番号》0235-66-5451

ホームページはこちらから→

